

**JICA 海外協力隊
帰国隊員奨学金事業
2023 年度募集要項**

応募締切

2023 年 10 月 10 日（火）

13 : 00 必着

**独立行政法人 国際協力機構（JICA）
青年海外協力隊事務局**

目次

1. 背景と目的	1
2. 事業内容	1
3. 対象者（資格要件）	1
4. 給付予定人数	2
5. 対象分野	2
6. 修学対象国	2
7. 給付内容、支給方法	3
(1) 給付内容	3
(2) 支給方法	3
8. 応募にあたり	3
(1) 提出書類	3
(2) 書類提出先・お問い合わせ先	5
(3) 応募締切日	5
(4) その他留意事項	5
9. 選考の流れ（予定）	6
10. 報告義務	6
(1) 大学院修学中	6
(2) 修学課程終了後	6
(3) 課程終了後～3年間	7
11. 奨学生の資格喪失及び奨学金の返還について	7
12. よくあるご質問	7

1. 背景と目的

JICAには、JICA 海外協力隊（シニア海外協力隊及び日系社会シニア海外協力隊を除く）として派遣され帰国した者（以下「帰国隊員」）が、帰国後の進路開拓をする際に役立つ技術・技能の修得又は免許・資格の取得につながる教育訓練の機会を増やすために、帰国隊員に対して経済的支援を行う「教育訓練手当」の制度¹があります。

この教育訓練手当の制度を拡充して、帰国隊員の中で国内外の大学院で研鑽を積む方々を対象とする奨学金給付事業としての奨学生を募集します。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

2. 事業内容

この事業は JICA 海外協力隊の参加により得た知識や経験を活かして、我が国を含めた世界の平和と安定のための活動に従事することを目的に、国内外の大学院への進学を志望する方及び進学している方を対象とした奨学金給付事業です。

修学後は応募書類に記載の「社会還元計画」に基づき、国内外で社会還元を行っていただきます。また、修業期間中及び終了後最低3年にわたって、モニタリング調査をはじめとした本制度の各種フォローアップに協力していただき、またそれ以降においても JICA から依頼される各種調査等にご協力いただく事業です。

3. 対象者（資格要件）

- (1) 長期派遣であって、任期を満了した方。（以下、帰国隊員²）
- (2) 募集開始日（2023年8月1日）時点で、派遣期間終了日（もしくは、コロナ禍により一斉帰国された方は『JICA 海外協力隊の派遣に関する合意書』を解除した日）から起算して、今年度に限り帰国後3年以内、2018年度1次隊以降の方を対象とします。
- (3) 今次修学により取得を希望する学位に応じて、次に記載の学位を取得済みもしくは修学開始期限である2024年9月30日までに取得見込みであること。
 - (ア) 修士号取得の場合：学校教育法第2条に基づき設置された国内の大学等、または海外の高等教育機関において日本の「学士」相当を取得した方もしくは取得見込みの方。

¹ 教育訓練手当については引き続き申請をお受けしております。以下のウェブサイトをご参照ください。但し、奨学金事業との併用はできませんのでご注意ください。

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/allowance/index.html

² 帰国隊員とは2023年8月1日時点で日本に帰国している方とします。

- (イ) 博士号取得の場合：同じく日本の「修士」相当を取得した方もしくは取得見込みの方。
- (4) 2024年3月31日時点で、満40歳未満の方。
- (5) JICA海外協力隊派遣時に現職参加でない方。またJICA海外協力隊派遣時に自営者補てんを受けていない方。なお、本奨学金事業応募時の所属先の有無は不問とします。
- (6) 取得を希望する学位課程を開始済みであって2024年4月1日以降に学位取得見込みの方、または、これから進学を希望する場合は、原則として2024年9月30日までに進学を開始できる方。
- (7) 本奨学金及び「教育訓練手当」の給付を受けたことがない方。なお、JICA以外の財団等が給付するその他奨学金等との併願及び受給は妨げません。但し、厚生労働省の教育訓練給付金制度の給付対象となっている教育訓練に関しては、同制度を利用することとし、同制度の給付を受けられない場合のみ、本奨学金に応募できます。
- (参考 URL：[帰国隊員教育訓練手当の制度変更について](#))

【ご注意ください】JICA 人事部開発協力人材室の実施する「開発協力人材育成事業」との併願はこれを認めますが、重複しての受給は認められません。双方の第1次（書類）選考を通過した時点で、どちらかの選考をご辞退いただくこととなりますのでご承知おきください。

なお、新型コロナウイルスの世界的蔓延により帰国となった方、また派遣期間が1年に満たない方の受給可否については教育訓練手当支給基準に準じます。ご自身が本事業の対象となるかどうかご不明な場合は、以下8. (2) お問い合わせ先にご連絡ください。その際メールタイトルに『【奨学金事業】応募資格の確認依頼』と記載し、メール本文に【氏名／隊次／職種／派遣国／派遣終了日】を記載し問い合わせてください。

4. 給付予定人数

10名程度

5. 対象分野

研究の結果が広く世界の平和と安定に資するという研究計画・社会還元計画であれば、専攻・分野は問いません。

6. 修学対象国

上記5. を専攻できる大学院が所在する日本国内を含む全世界とします。

但し、奨学生として採用された時点で外務省の「海外安全ホームページ」²の海外安全情報又は感染症危険情報のうち「レベル2：不要不急の渡航を止めてください。」以上に相当する国は対象外です。併せて、修学先プログラムによる当該国でのフィールド調査等における渡航先についても、外務省の「海外安全ホームページ」の海外安全情報又は感染症危険情報のうち「レベル2：不要不急の渡航を止めてください。」以上に相当する国は対象外です。

修学中は奨学生自身の責任により、必要な安全対策及び健康管理を行ってください。

7. 給付内容、支給方法

(1) 給付内容

入学金、授業料、渡航費、生活費等の別なく、1名あたり200万円の定額給付（返済義務なし）とします。

(2) 支給方法

奨学生として決定後、必要書類をご提出いただき、こちらで確認後、ご本人名義の日本国内金融機関口座に日本円建てで一括給付いたします。

修学期間が複数年であっても、給付は1回ですのでご注意ください。

なお、「1.1 奨学生の資格喪失及び奨学金の返還について」に当てはまる場合には奨学金を返還いただくことがありますので、留意してください。

詳細は奨学生として決定した方へお知らせいたします。

8. 応募にあたり

応募方法は、下記(1)提出書類の①、②、④、⑤は応募者が、③は推薦者が電子メールにて(2)書類提出先・問合せ先まで送付してください。

(1) 提出書類

下記①、②、③及び⑤は全て所定の様式を用いてください。

様式は、以下の JICA 海外協力隊 WEB サイトからダウンロードが可能です。

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/scholarship/index.html

① 「様式1 願書」(所定様式)

記入例を見ながら、Excel に必要事項を記入してください。

なお、進学希望先が複数あり、いずれの大学院からも入学許可書を得ていない場合には、願書は第3希望まで進学希望ごとに作成してください。

² 外務省の「海外安全ホームページ」の URL は以下のとおりです。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

② 「様式 1-2 願書（記述部分）」（所定様式）

記入時の注意事項をよく確認しながら、様式（Word）に必要事項を記入してください。

なお、「4. 志望動機・研究計画・社会還元計画の概要」には、以下の表を参考に、5. 以降の記載項目について、それぞれの要約を記載し、その際に5. 以降の記載内容と矛盾のないよう注意しながら記載してください。

「4. 志望動機・研究計画・社会還元計画の概要」の項目	5. 以降の記載項目
(1) 志望動機	5. 志望動機
(2) 研究計画	6. 研究計画
(3) 社会還元計画	7. 社会還元計画

（注）進学希望先が複数ありいずれの大学院からも入学許可書を得ていない場合には、4. 以降の項目を進学希望先ごとに記入してください。

③ 「様式 2 推薦書」（1 通）（所定様式）

1 名の推薦者の方に推薦書の記入と提出を依頼してください。推薦書は記入後 PDF 化し、電子メールで推薦者の方から、下記（2）書類提出先に直接送付してください。詳細は、「様式 2 推薦書」に記載されている留意事項を確認してください。なお、和文での入手が難しい場合には同じ様式に英文で記入することも可とします。必要に応じ JICA から直接推薦者の方にご連絡する場合がありますので、ご承知おきください。

④ 「入学許可書」の写し（すでに取得済の方）もしくは「在学証明書」の写し（すでに在学中の方）

すでに、希望する大学院から入学許可書を取得されている方は、その写し（電子データ可）を提出してください。応募時には必ずしも入学許可書を取得していなくても構いませんが、修学開始期限までに入学許可書を取得できない場合は奨学生としての資格を失うことがありますのでご注意ください（「3. 対象者（資格要件）」(6)を参照）。

詳細は奨学生に決定された方の中で該当する方にお知らせいたします。

すでに大学院に在学中の方は「在学証明書」を取得し、その写し（電子データ可）を提出してください。

⑤ 「様式 3 誓約書」（1 通）（所定様式）

内容を十分に確認し応募者本人の記入・署名後 PDF 化してください。

(2) 書類提出先・お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構

青年海外協力隊事務局 人材育成課 「帰国隊員奨学金事業」担当宛

メール宛先：jvtpc-sinrosien1@jica.go.jp

※メール送付時には、以下のようにメールタイトルに記載してください。

- ・書類提出時：【奨学金事業】応募書類提出（応募者名）
- ・問い合わせ時：【奨学金事業】問い合わせ とし、メール本文に【氏名／隊次／職種／派遣国／派遣終了日】を記載し問い合わせてください。

※なお**応募にかかるお問い合わせの締め切りは2023年10月2日（月）まで**とさせていただきます。それ以降にご質問いただいても、応募締切日までに回答できませんのでご注意ください。

(3) 応募締切日

2023年10月10日（火）13:00（日本時間）必着

(4) その他留意事項

- ① 応募書類一式は応募締切日必着とし、締切日を過ぎて到着したものは受け付けられません。また、一度提出した応募書類の差し替えは応募受付期間中であっても認められませんのでご注意ください。
- ② 不足・不備のある応募書類、資格要件を満たさない内容の書類などは、選考の対象外となります。選考の対象外とならないためにも、書類内容を十分確認の上、日数に余裕をもって書類を提出されることをお勧めします。
- ③ 応募書類は、一切返却いたしませんのでご了承ください。
- ④ 応募時に提供いただいた個人情報適切に管理し、下記の目的のために使用させていただきます。
 - イ) 帰国隊員奨学金事業の選考、修学中、フォローアップ調査に関わる諸手続き
 - ロ) 事業実績のとりまとめ等、統計データの作成

9. 選考の流れ（予定）

書類提出締切日	2023年10月10日(火)13:00(必着)
書類審査結果通知	11月24日(金)(予定)
面接審査(オンライン予定)	12月5日(月)～12月11日(月) のうちJICAが指定する日時
最終審査結果通知	12月22日(金)(予定)
奨学金の給付	2024年3月(予定)

最終審査の結果奨学生として採用された方には、別途お知らせする振込口座届等の必要書類を準備の上、ご提出いただきます。

【ご留意ください】

◎選考に関するお問合せには一切お答えできませんのでご了承ください。

◎必要に応じ、JICA から直接推薦者の方にご連絡する場合がありますので、ご承知おきください。

◎本事業の最終審査において奨学生として採用されても、下記11. 奨学生資格喪失及び奨学金の返還について、に記載のいずれかに該当する場合は本事業奨学生としての資格を失うことがあります。

10. 報告義務

(1) 大学院修学中

修学を開始した課程を修了するまでの間、年に1回、研究状況報告書（別に定める様式）を提出していただきます。また、やむを得ず研究計画（就学期間を含む）に大幅な変更が生じる場合は速やかにJICAにご報告いただき、承認を得て頂く必要があります。また、アンケート等によるモニタリングにもご回答いただきます。

(2) 修学課程終了後

当該課程終了後2か月以内に「総合報告書（日本語）」（別に定める様式）、「研究課題に関する論文要旨（日本語）」（別に定める様式）、「修士号・博士号取得証明書（取得証明書若しくは修了証明書）」または「成績証明書」等を提出して頂きます。また、本奨学金事業による修学の成果をJICA関係者等の間で共有するための報告会を実施する場合がありますので、JICAから連絡があった場合には必ず出席願います。なお、「総合報告書」、「研修課題に関する論文要旨」は、JICAの参考資料としてJICA内で共有する他、JICAのホームページ上などで公開す

る場合があります。また、アンケート等によるモニタリングにもご回答いただきます。

(3) 課程終了後～3年間

年に1回程度のアンケート等によるモニタリングにご回答いただきます。

1 1. 奨学生の資格喪失及び奨学金の返還について

以下の場合には本事業奨学生としての資格を失い、奨学金の一部または全額を返還いただく場合がありますのでご留意ください。

- (1) 提出書類（応募書類を含む）に虚偽があったとき
- (2) 誓約書に違反する行為があったとき
- (3) JICA・奨学生・修学先指導教員等が、学位取得及び専門分野における研究遂行の可能性がないと判断したとき、及びその他修学の中止が適当であると認められたとき（やむを得ないと JICA が認めた場合を除く）
- (4) 予定していた修学を開始できなかったとき（やむを得ないと JICA が認めた場合を除く）
- (5) 学位を取得するまえに修学を中止することになったとき（やむを得ないと JICA が認めた場合を除く）
- (6) 定められた期間内に学位が取得できなかったとき（やむを得ないと JICA が認めた場合を除く）
- (7) 報告義務のある各種報告書の提出がない、またモニタリング調査への回答がないとき

1 2. よくあるご質問

Q1. 他の奨学金制度と比べて、JICA の本事業の特徴は何でしょうか？

本事業は、JICA 海外協力隊から帰国後も引き続き世界の平和と安定のための活動に従事することを目的に、自身の経験・知識を生かし国内外で社会還元を行うことを求められます。こうしたことから、一般的な「奨学金」とは異なる一面を有する人材養成事業と位置付けています。

なお、JICA 人事部開発協力人材室が実施している「開発協力人材育成事業」は、JICA が実施する事業の中核を担う高度専門人材の育成を目的としており、研修修了後は JICA 事業への参加、還元が求められます。こちらの事業との併願は認めますが、事業の性質が異なることから選考が進んだ段階でいずれかの事業を選択いただくことになります。

Q2. 求められる「社会還元」とは具体的にどのようなものを指すでしょうか。

日本国内外を問わず、以下のような項目が社会還元活動と考えています。

- UN 等の国際機関、NGO 等での途上国支援継続
- 途上国とのビジネスを通じた経済開発支援
- 国内外でのボランティア活動への参加/普及
- 高等教育現場での学生への国際理解促進
- 外国人材の受け入れ相談窓口

但し、社会還元の在り方はさまざまです。ご自身が考える隊員への参加により得た知識や経験や学術的な知識を、日本国内外を問わず世界の平和と安定を目指した社会還元活動について記載頂ければと思います。

帰国隊員の社会還元の事例は以下のサイトでご覧になれます。

○ 帰国後の日本国内への社会還元

<https://www.jica.go.jp/volunteer/shakaikangen/index.html>

協力隊経験で培ったちからを日本の国内課題の解決に活かしている帰国隊員を紹介しています。

○ JICA 海外協力隊の人とシゴト

<https://www.jica.go.jp/volunteer/people/index.html>

協力隊員の帰国後のキャリアを「グローバル」「社会貢献」「スタートアップ」という分類で紹介しています。キャリア紹介の記事ですが、協力隊経験や学術的知識をどう日本国内外に還元できるかという視点でご覧ください。

Q3. どうしても一部の書類を提出締切日までに用意することができません。その書類について、あるいは、応募書類一式について提出締切日を若干猶予してもらえますか？

JICA が行う書類選考手続きの一連の流れ、加えて応募者全体の公平性の観点から締め切りを延ばすことはできません。指定された締切日までに提出があり、かつ不備のない書類のみを選考の対象とします。

Q4. 本奨学金に応募する以前の時点で、すでに希望修学先とのやり取り/手続きを取り進めておりますが、何か支障がありますか？

支障ありません。

「3. 対象者(資格要件)」(6)に記載の期限までに入学許可書を取得できるよう、

修学先候補とした大学に対する応募書類手続きを行ってください。

Q5. 3. 対象者（資格要件）を満たしていれば、現時点で所属先があっても本奨学金事業に応募することはできますか？

可能です。

Q6. 募集要項では2024年9月末までに修学を開始できない場合は参加資格を取り消す、と説明されていますが、1月入学の修学先を選ぶことはできますか？

実際に2024年9月末日以降に修学を開始する計画は、その計画を（JICAが）検討した上で、（選択の可否について）決定するようにいたします。

Q7. 応募書類に記載した希望修学先を後日、変更することはできるでしょうか？

本事業にかかる選考は、提出された書類に記載されている希望修学先が適切であるか否かを含めて審査されるため、応募書類に記載された希望修学先は、原則、変更できません。

Q8. 私は面接選考の予定日に所要があり、どうしても出席することができません。別途日を設けて面接選考をしてもらえますか？

変更はできません。

Q9. 既に修学していますが、途中から本奨学金事業に応募することはできますか？

可能です。但し、2024年3月末までに卒業予定の方はご応募できません。

Q10. 既に修士号を取得していますが、別の分野の修士号取得とその分野における社会還元を希望する場合、本奨学金事業に応募することはできますか？

可能です。

Q11. もし今年度不採用であった場合、来年度以降も本奨学金事業に応募するこ

とはできますか？

可能です。

Q12. 努力したにも関わらず、例えば単位が取得できない場合や、学位が取得できない場合、奨学金の返還が発生してしまうのでしょうか。

単位が取得出来ないため、自費による数か月の滞在期間延長をして修学を継続することは認めます。但し、そのまま学位が取得できなかった場合には奨学金の返還を求めます。

Q13. 期間中、病気や事故、また海外安全情報又は感染症危険情報のレベルの引き上げといった安全上の理由等で修学の継続が困難になった場合、研修にかかった経費の返還が生じるのでしょうか。

真にやむを得ない理由により休学する場合は、その届け出により報告書の提出を一旦猶予し、復学以降再度の提出を求めます。また、結果として修学を中止せざるを得なくなった場合には奨学金の返還を求めます（JICA がやむを得ないと認めた場合を除く）。

Q14. 学位取得証明書や成績証明書の発給が修学過程終了時から2か月後以降になることが想定されますが、提出が遅れても問題ないでしょうか。

あらかじめ発給時期を JICA に連絡し、入手次第 JICA に送付してください。

Q15. 現在、JICA 海外協力隊として派遣中ですが、奨学金事業に応募できますか？

できません。（大学院在学中で派遣中の活動がフィールドワークと認められている場合も同様に応募できません。）帰国後の方々が対象です。